

2026 年 8 月 29 日

関係各位

一般社団法人
国際メディカル・コーディネーター事業者協会

医療滞在査証（ビザ）申請支援と改正行政書士法に関する 確認結果について

医療滞在査証（ビザ）作成等における行政書士法上のリスクがあるか、関係省庁、行政書士会に確認を行ってまいりましたが、一定の結論を得ることができました。国際メディカル・コーディネーター業務に取り組まれている皆様にその内容を共有させていただきます。

○ 改正行政書士法に関して JIMCA として確認できたこと

1. 身元保証書の作成については、外務省・観光庁／経済産業省が定める登録基準に基づき、申請を行い、登録を受けた身元保証機関のみが行うことができることは従来どおりであり、今回の改正で影響を受けるものではありません。
2. 身元保証書の作成については、報酬を得て行うことは行政書士法には反しません。
3. 他方、身元保証書以外の医療滞在ビザ申請に必要な書類の作成を、報酬を得て行うことは、行政書士法に反するため、国際メディカル・コーディネーター事業者はこれを行ってはなりません。
4. 医療滞在ビザ申請手続に必要な書類の案内（必要書類一覧の配付）など、書類の作成に当たらない支援を行うことは差し支えありませんが、個別の申請内容の記載の指示などは実質的に書類を作成していると判断される可能性があります。
5. 行政書士法違反となるかどうかは個別の事案において司法で判断されるものです。
6. 国際メディカル・コーディネーター事業者は、身元保証書作成と医療滞在ビザ申請支援については明確に峻別すべきで、行政書士法違反とならないような管理が必要です。

上記を受けまして、国際メディカル・コーディネーター業務を事業としている企業各社におかれましては、報酬を得て身元保証書以外の医療ビザ申請に必要な書類を作成することはもちろん、そのような疑いをもたれるような行為も厳に慎み、身元保証書作成と、医療滞在ビザ申請支援を明確に区別することが必要となります。

また、上記以上に詳細なことについては当協会としては判断ができかねますので、各社がご利用されている弁護士等にご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

一般社団法人 国際メディカル・コーディネーター事業者協会（JIMCA）

担当部署・氏名：事務局長 坂上 勝也

電話番号：03-6670-2305

メールアドレス：info@jimcajp.or.jp